

平成30年度教育施設利用の手引き

(平成29年11月1日作成)

この手引きには、赤磐市の幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）の支給認定、入園申込みに関する手続きや必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、手続きを行ってください。また、平成30年度中は大切に保管しておいてください。



あかいわももちゃん © 赤磐市 2012

平成27年4月から子ども・子育て支援制度の実施により、幼稚園等（保育所、幼稚園、認定こども園）を利用する場合は、市から支給認定を受ける必要があります。

「支給認定」とは、小学校就学前の児童をもつ保護者の方に必要に応じた保育・教育を提供していくため、保育の必要性等を市が認定するものです。

幼稚園等への入所を希望される場合は、支給認定申請書兼施設利用申込書を希望施設へ提出してください。認定こども園（幼稚園部分）を利用される場合は入園の申込みが毎年必要です。

◆支給認定について

支給認定には、児童の年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）の利用は、保育を必要としない1号認定の児童が対象となります。

<支給認定の種類と利用可能施設>

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用可能施設
1号認定	3歳～5歳	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育所、認定こども園（保育所部分）*
3号認定	0歳～2歳	あり	保育所、認定こども園（保育所部分）*

*保育所、認定こども園（保育所部分）の利用を希望する方は、保育所等で配布している「平成30年度保育施設利用の手引き」をご確認ください。

◆入園申込みができる児童

赤磐市に保護者と居住し、住民登録している児童で平成24年4月2日から平成27年4月1日生まれの児童。

5歳児 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ

4歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

3歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

1 通園区域について

幼稚園は、以下に掲げる表のとおり通園区域があります。ただし、通園区域の幼稚園よりも自宅からあきらかに近い幼稚園がある場合は、新入園の時または転入・転居の時に限り、どちらかを選択することができます。また、通園区域以外（赤坂及び吉井地域）に在住し、「山陽西幼稚園」以外への入園を希望する場合は、収容定員の範囲内で指定する幼稚園に入園することができますので、市役所子育て支援課へご相談ください。小学校入学に際しては、小学校の学区に基づいて就学することになりますので、ご注意ください。

「いちちょうの森こども園」「赤坂ひまわりこども園」は、通園区域はありません。

※幼稚園

幼稚園名	経営	通園区域	収容定員(人)			所在地	電話番号	
			3歳児	4歳児	5歳児			
山陽地域	山陽幼稚園	公立	馬屋・和田・岩田・穂崎・長尾・立川・河本・下市・熊崎・南方・斎富・沼田・中島・日古木・二井・高屋・上市・正崎・五日市・尾谷・津崎・神田・鴨前・西中・下仁保・上仁保・斗有	30	30	30	高屋 434	086-955-0309
	山陽西幼稚園	公立	市内全域*1	30	60	60	山陽 3丁目 10	086-955-8787
	ひかり幼稚園	公立	桜が丘西 1～5丁目*2	30	60	60	桜が丘西 3丁目 30	086-955-3811
	山陽北幼稚園	公立	桜が丘西 6～10丁目	30	60	60	桜が丘西 9丁目 13-1	086-955-8155
熊山地域	いわなし幼稚園	公立	可真下・可真上・弥上・野間・稗田・石蓮寺・沢原・殿谷・佐古・岡・酌田・円光寺・吉原・河田原・釣井・徳富・小瀬木・松木・勢力・千駄・奥吉原	30	30	30	沢原 357	086-995-0551
	桜が丘幼稚園	公立	桜が丘東 1～6丁目	30	30	30	桜が丘東 6丁目 6-692	086-995-1275

*1 山陽1～7丁目、下市733-4に在住している方は従来どおり山陽西幼稚園になります。

*2 桜が丘東1、2丁目に在住している方は園選択の対象になります。

※認定こども園（幼稚園部分）

認定こども園名	経営	通園区域	収容定員(人)			所在地	電話番号
			3歳児	4歳児	5歳児		
赤坂ひまわりこども園	公立	市内全域	3	3	4	町苅田 518	086-957-2004
いちちょうの森こども園	私立	市内全域	5	5	5	桜が丘 3丁目 3-496	086-956-2022

赤磐市外の施設の利用を希望される場合は、市役所子育て支援課へご相談ください。

2 入園申込みの手続き

新規入園の方、認定こども園（幼稚園部分）を利用する方は入園申込みが必要です。継続して幼稚園を利用される場合は、入園の申込みは不要です。

幼稚園については、月の途中からの入園も可能ですが、その月の保育料全額を徴収します。

①必要書類の確認

利用の手引きを確認し、必要書類をそろえる。

- 必要書類を確認し、証明等が必要な場合は証明の手続きを進める。

②必要書類を入園希望施設へ提出

<提出書類>

支給認定申請書兼施設利用
申込書

※以下については該当者のみ

- 園選択希望申請書
- 減免申請書
- 市町村民税の課税証明書

【提出先】

- 入園を希望する施設

- 受付期間までに「支給認定申請書兼施設利用申込書」に必要事項を記入・押印のうえ提出する。
※申請書は、児童1人につき1枚必要です。
※2園以上へ提出（併願）することはできません。

（該当者のみ）

- 通園区域の幼稚園よりも自宅から近い幼稚園を選択する場合、「園選択希望申請書」を提出する。
- 保育料の減免要件に該当する場合は、「減免申請書」と必要書類を提出する。詳しくは、「6 保育料の減免制度について」を参照してください。
- 平成29年1月2日以降に赤磐市に転入されてきた保護者の方や単身赴任等で住所地が赤磐市以外の保護者の方は、市町村民税の課税証明書の添付が必要です。詳しくは、「5 保育料を算定するための書類」を参照してください。

③入園の内定

入園内定者には、入園施設から連絡があります。

- 入園施設の説明により、入園の準備をしてください。

④入園の決定

「支給認定証」「入園許可通知書」等が交付されます。

- 交付された書類は大切に保管してください。

3 申請受付

受付場所	入園を希望する施設	
受付時間	各施設の開設日の開設時間内	
受付期間	4月入園申込みの場合	(幼稚園) 平成29年12月1日(金)～平成29年12月21日(木) 午後3時まで (認定こども園) 平成29年12月1日(金)～平成29年12月15日(金) まで
	5月以降の入園の場合	収容定員以内であれば随時受け付けます。

4 保育料等について

◇保育料 3,900円/月額(8月の徴収はありません。)

※月途中入園の場合も、その月の保育料全額を徴収します。

※公立幼稚園は現金徴収です。

※赤坂ひまわりこども園は、原則、口座振替です。口座振替の手続きをされなかった場合は、納付書を送付します。取扱金融機関の窓口、市役所本庁・各支所で納付してください。

※いちょうの森こども園は施設の指示に従ってください。

◇給食費 別途徴収

◇その他 材料・絵本・おやつ代等が別途必要になります。

5 保育料を算定するための書類

平成29年1月1日現在で赤磐市に住民登録されている保護者の方は書類の提出は必要ありません。施設利用申込書の同意に基づいて、市町村民税の課税情報を確認させていただきます。以下に掲げる表に該当する場合は、それぞれの区分により右欄の書類を提出してください。

区 分	提出書類
平成29年1月2日以降に赤磐市に転入されてきた保護者の方で入園月が平成30年4月～8月の場合	平成29年度市町村民税の課税証明書(所得・控除・課税額が記載されたもの) ※平成29年1月1日現在の住所地から取り寄せてください。 ※9月以降の保育料算定のため平成30年度市町村民税の課税証明書も提出していただきます。(平成30年6月中旬以降の発行となります)
平成30年1月2日以降に赤磐市に転入されてきた保護者の方で入園月が平成30年9月～平成31年3月の場合	平成30年度市町村民税の課税証明書(所得・控除・課税額が記載されたもの) ※平成30年1月1日現在の住所地から取り寄せてください。 ※平成30年6月中旬以降の発行となります。

注1) 非課税の場合でも課税証明書は必要です。

注2) 配偶者が税法上の控除対象者の場合、配偶者の課税証明書は不要です。

注3) 住民税が未申告の方（配偶者が税法上の控除対象者の場合は除く）や市町村民税の課税証明書の提出がない場合は、減免申請書を提出いただいても適用できません。収入がない場合でも、原則住民税申告を行ってください。

注4) 単身赴任などで保護者の一方が市外にお住まいの場合は、その方の課税証明書が必要です。

6 9月の切り替えについて

毎年9月は保育料の切り替え時期となっています。平成30年4月から8月までは「平成29年度市町村民税の課税額」、平成30年9月から平成31年3月までは「平成30年度市町村民税の課税額」を基準として保育料を決定（減額・免除）します。所得の増減により、9月以降の保育料が変更となる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度市町村民税の額課税に基づく保育料 (平成28年中の所得)					平成30年度市町村民税の課税額に基づく保育料 (平成29年中の所得)						

7 保育料の減免制度について

以下に掲げる表の減免要件①～⑥のいずれかに該当する場合、保育料の減免を受けることができます。保育料の減免を受けられる場合は、入園申込み時に「保育料減免申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して各園に提出してください。減免要件に該当していても申請のない場合は、減免することができませんのでご注意ください。また、年度途中で減免要件に該当となった場合は、申請のあった月の翌月から減免が適用となります。

世帯	減免要件	減免内容	提出書類
生活保護世帯	①生活保護を受給している場合	第1子目以降の保育料が無料になります	※申請書の提出は不要です
母子・父子世帯	②母子・父子世帯で市町村民税の所得割課税額が77,101円未満の場合	第1子目以降の保育料が無料になります	<ul style="list-style-type: none"> 減免申請書 ひとり親家庭である事を証するもの（以下ア～ウのうちいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ア「児童扶養手当証書」の写し イ「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の写し ウ「戸籍謄本」と「世帯全員の住民票」
障がい児・者のいる世帯	③障がい児・者のいる世帯で市町村民税の所得割課税額が77,101円未満の場合	第1子目以降の保育料が無料になります	<ul style="list-style-type: none"> 減免申請書 本人もしくは同居の世帯員が障がい児・者であることを証するもの（以下ア～ウのうちいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ア「身体障害者手帳」の写し イ「療育手帳」の写し ウ「精神障害者保健福祉手帳」の写し ※手帳の交付を受けた者のみ対象となります

市町村民税の所得割が非課税の世帯	④市町村民税の所得割が非課税の場合（母子・父子世帯、障がい児・者のいる世帯を除く）	第1子目以降の保育料が無料になります	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・以下のア)イ)の場合により、園児以外の子どもと生計同一であることを証するものを添付してください ア) 園児以外の子どもが市内同居の場合 <ul style="list-style-type: none"> <中学生以下の場合> →添付書類の必要はありません <学生の場合（中学生以下を除く）> →学生証の写し、在学証明、健康保険証等の写しのうちいずれか <学生ではない場合> →健康保険証等の写し イ) 園児以外の子どもが市外別居の場合 <ul style="list-style-type: none"> <学生の場合> →子どもの属する世帯全員の住民票と学生証の写し、在学証明、健康保険証等の写しのうちいずれか <学生ではない場合> →子どもの属する世帯全員の住民票と健康保険証等の写し
複数（2人以上）	⑤市町村民税の所得割が77,101円未満で園児に兄弟がいる場合（母子・父子世帯、障がい児・者のいる世帯を除く）	第2子目は保育料が1,900円減額 第3子目以降は無料になります	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・園児以外の子どもと生計同一であることを証するものを添付してください ※添付書類については上記減免要件④の提出書類と同様です
の子どもを養育している世帯	⑥園児に小学校3年生以下の兄弟がいる場合	小学校3年生以下の子どものうち最年長から数えて 2人目は保育料が1,900円減額 3人目以降は無料になります	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書

注1) 市町村民税の所得割額は保護者の合計額で判断します。

注2) 減免要件①～⑤の場合は、生計が同じであれば兄弟の人数にカウントする子どもの年齢に上限はありません。

注3) 減免の適用にあたっては、毎年度申請が必要であり、さかのぼっての申請はできません。

新規 継続 転園

(表面)

平成30年度 支給認定申請書兼施設利用申込書 (兼児童台帳)

赤磐市長 様

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定及び施設の入園を申し込みします。

なお、必要に応じて、私及び申込み幼児の属する世帯の市民税課税台帳及び世帯情報を閲覧すること、並びに、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

平成 29 年 12 月 11 日

〒709-0898

申込者 住所 赤磐市 下市 344

(保護者) 氏名 赤磐 太郎

印

連絡先 (086) ×××-〇△□×

必ず日にちの記入をお願いします。

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る支給認定及び施設利用を申請します。

申込み幼児	(フリガナ) 赤 磐 一 郎	性別	年齢	生 年 月 日
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	男・女	5歳	平成 25 年 1 月 1 日
住 所	〒709-0898 赤磐市下市 344	認定者番号	4 5 × × × × 3 4 <small>※既に認定を受けている場合は記入してください。</small>	

保護者 ※個人番号(マイナンバー)を記載された場合は裏面の本人確認書類の添付をしてください。

区分	氏 名	住 所 (申込幼児と同じ場合は記入不要)	基準日現在の保護者の住所	
			H29年1月1日	H30年1月1日
父	(フリガナ) 赤 磐 太 郎	〒	<input type="checkbox"/> 赤磐市内 <input checked="" type="checkbox"/> 赤磐市外 (岡山市)	<input type="checkbox"/> 赤磐市内 <input type="checkbox"/> 赤磐市外 ()
※個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2			
母	(フリガナ) 赤 磐 花 子	〒	<input checked="" type="checkbox"/> 赤磐市内 <input type="checkbox"/> 赤磐市外 ()	<input type="checkbox"/> 赤磐市内 <input type="checkbox"/> 赤磐市外 ()
※個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0			
(保護者連絡先) 自宅電話番号 (086) ×××-〇△□×		緊急連絡先 父) 090-1234-×××× 母) 090-1234-〇〇〇〇		

利用を希望する施設

利用を希望する期間	平成 30 年 4 月 1 日 から ※平成 年 月 日まで <small>※希望終了日の日にちについては、年度途中で退園する希望がある場合のみ記入ください。</small>
利用を希望する施設	あかいわ幼稚園
【通園区域外入園希望 園記入欄】 ※赤坂・吉井地域の方で幼稚園を希望する場合はこちらに記入してください。	第1希望
	第2希望
	第3希望

申込み幼児の家族構成 (申込み幼児は除く。)

区分	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業(勤務先)・学校名等
申込み幼児以外の世帯員	赤 磐 太 郎	父	男	40	明・大・昭・平 52年 1 月 1 日	△□物流
	赤 磐 花 子	母	女	37	明・大・昭・平 55年 1 月 1 日	
	赤 磐 桜	姉	女	7	明・大・昭・平 22年 1 月 1 日	赤磐小学校 2 年生
	赤 磐 桃 子	妹	女	1	明・大・昭・平 28年 1 月 1 日	あかいわ保育園
					明・大・昭・平 年 月 日	
					明・大・昭・平 年 月 日	
					明・大・昭・平 年 月 日	
生活保護の状況		<input type="checkbox"/> 受給している				
ひとり親世帯の状況		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> ひとり親医療				
障がい者手帳等の交付等		<input type="checkbox"/> 受けている(身体・療育・精神) → 受給者() <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給している				

該当がある場合☑をしてください。

運転免許証、パスポート等、官公署が発行した顔写真及び氏名、生年月日又は住所の記載のあるものの写しを糊付けしてください。

上記書類が提出できない場合は、下記のを2種類添付する必要があります。

健康保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等の官公署等が発行した本人の氏名、生年月日又は住所が確認できるもの。

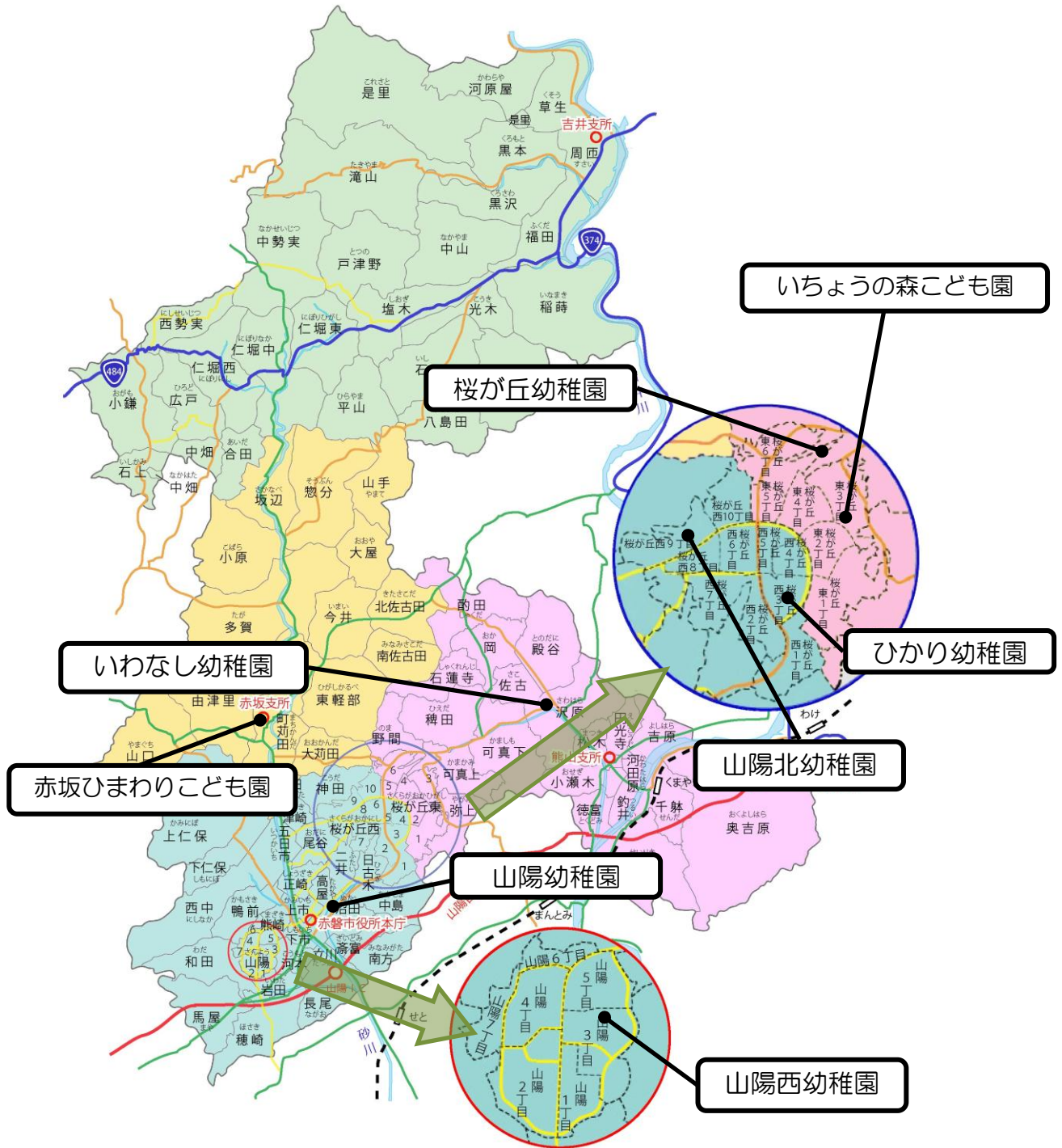
書類を貼り付けてください。
の番号の利用等に関する法律第9条に基づき、本申請に係る人。

※申込み表面上部の申込者(保護者)の方の本人確認書類を添付ください。
この記入例の場合、赤磐太郎になります。

以下の欄は市役所が記入します。

受付	利用(入園)施設	認定者番号	認定区分
			号認定
	備考		

教育施設位置図



■入園に関するお問い合わせ先

赤磐市役所 子育て支援課 TEL : 086-955-2635

■その他幼稚園全般に関するお問い合わせ先

赤磐市教育委員会 教育総務課 TEL : 086-955-6807